

第二回國會議院 財政及び金融委員會會議錄第四十一号

昭和二十三年六月十七日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右三門君
理事 山田 三六君 理事 塚田十一郎君
理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君
理事 梅林 時雄君
青木 孝義君 淺利 三朗君
大上 司君 倉石 忠雄君
島村 一郎君 松田 正一君
宮崎 靖君 小平 久雄君
川合 彰武君 河井 榮藏君
佐藤觀次郎君 林 大作君
松原喜之次君 八百板 正君
金光 義邦君 後藤 悦治君
中曾根康弘君 細川 八十八君
井出一太郎君 内藤 友明君
藤田 榮君 本藤 恒松君
堀江 實藏君 河口 陽一君
本田 英作君

出席政府委員

大藏政務次官 荒木萬壽夫君
大藏事務官 平田敬一郎君
大藏事務官 伊原 隆君
文部政務次官 細野三千雄君
委員外の出席者
大藏事務官 今泉 官君
専門調査員 氏家 武君

六月十六日

公認會計士法案(内閣提出)(第一五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國有財産法案(内閣提出)(第七八号)

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄 第四十三号 昭和二十三年六月十七日

学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三六号)

公立高等學校定時制課程職員費國庫補助法案(内閣提出)(第二三十七号) 減額社債に対する措置等に関する法律案(内閣提出)(第一四〇号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求むるの件(内閣提出)(承認第六号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出)(第一四三号) 保險募集の取締に関する法律案(内閣提出)(第一五〇号)

○梅林委員長代理 これより會議を開きます。

減額社債に対する措置等に関する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求むるの件、軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案、保險募集の取締に関する法律案、これを一括議題といたしまして、質疑を繼續いたします。

○川合委員 減額社債に対する措置等に関する法律案に關し質問いたしますが、この減額を予定された社債の金額は当局としておわかりになつておられるか、おわかりになつておられるらば、その額と内容に關しお知らせ願ひたいと思ひます。

○伊原政府委員 お答え申し上げます。

す。現在において企業再建整備によりまして影響を受けます会社を、特別整理会社という名前で呼んでおります。その数は約六千ほどございます。このうちで社債を発行いたしております特別整理会社は六十七社程度でございます。そのうちで債権を打ち切られるであろう会社の数は、約十八というふうに考へております。なおこのほかに経済力集中排除法によりまして指定せられた会社がございしますが、この会社の数は十二というふうになつております。なおその金額につきまして申し上げますと、特別整理会社の発行しております社債の発行金額は五十五億七千七百円、それから債権を打ち切られるであろうと予想されます特別整理会社の発行しております社債の金額は、そのうちで三十四億九千四百万円、それから集中排除に指定せられました会社で、社債を発行いたしておりますものが十二社と申しましたが、その発行しております金額が、三十五億一千三百万円というふうな金額になります。

○梅林委員長代理 ほかに質疑はございませんか。

○川合委員 次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き云々の、この承認を求むるの件に關し質問を申し上げますが、この財務局の新設の案は、われ／＼として諒とするわけでありますが、税務署の新設はなるべく都市を中心にした方がよいというわれわれの意見なんでありまして、これは当局におかれてもいろいろ請願の事情等

も勘案された結果、新設されるというように思ひますが、案外大都市において少いような感じがするのであります。当局としてはおおよそ京箇所くらい増設したいということをお聞き言われておつたのであります。あるいは第二次の増設として大都市にやられるかどうか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○荒木政府委員 まず第一に請願との関連についてお尋ねがあつたやうであります。財務局の新設につきましては、北陸方面の金沢に財務局を新設したいという趣旨の御請願があつたのであります。すべてこの請願は採択に相なつております。その請願を尊重いたしまして、原案にありますが、金沢に財務局を新設するというにいたしております。なお税務署につきましては、兵庫縣の三木町に税務署を新設してほしいという請願があつたのであります。これまた本委員会でも御採択に相なつておりますが、原案にもある通り、兵庫縣の三木町に税務署を新設することにしたしてあるわけであり

ます。なお請願に出ておまして、その原案に採用いたしておりますのは、鹿児島縣の指宿、栃木縣の小山、これは請願に出ておまされんけれども、慎重調査いたしました結果、まだその必要なしという結論に到達いたしましたので、本案には載せておりません。そのほかに同じく栃木縣の矢板というところに税務署を新設したいという請願がございしますが、これはまだ御審議になつておらないやうであります。これも調査いたしましたところ、まだ時期尚早ではないか、かように考えまして、原案には採用いたしてないやうなことであります。予算といたしましては、大体百箇所くらいの税務署を新設する予定になつておりますが、さしあたりは原案にございしますやうに、四十七箇所の税務署を新設することを、まず御承認願ひまして、さらに検討を加えた上で、残りの税務署の設置を考えた、かように思つておる次第であります。

○川合委員 新設財務局並びに新設税務署の職員は、どういふやうにして配置するの、当然ここで人員の増加というやうなことが考えられるのであります。殊にしば／＼言われます通り、税務署の職員は、相当練達堪能の士であることを要するわけでありまして、かかる点において、今回の新設税務署に対する職員の配置という点において、どういふやうな方針をもつておられるか、その点を質問します。

○平田政府委員 今お話の職員の配置の關係でございしますが、定員の關係と實際の職員をどう配置するかというところが問題になると思ひます。定員につきましては、一部のものにつきましては、振替りによりまして増を計上いたしてあります。多くの者につきましては、現在なお大都市その他の方面におきまして、實際問題として充員できない定員が相当ございしますので、そういう定員の余裕あるところで賄ひたい

と考へておる次第であります。実際の職員に面しましては、現在それぞれの地方におきまして働いておられる税務官吏の中から、それ／＼適任者を物色いたしまして、しかるべく充員をいたしてまいりたいと考へておる次第であります。

○川合委員 次に旧軍財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案について質問申し上げますが、この法律案の適用、これが実施された場合において、すぐに適用されるようなもの、あらかじめ当局において考慮されたものがあると思ふのでありますが、そういう具体的な内容に關しまして、説明をお願いしたいと思います。

○今泉政府委員 大体これは公共団体と、それから学校が相手方になつておるのでございまして、今まで学校、公共団体におきましては、特に公共団体は医療施設に限つておりますが、それそれ旧軍用財産の一時使用という形において、今行政処分で貸付けてあるものが、今度の法律が適用になりますと、申請によつて特別の値段で拂い下げるといふことに相ならうと思ひます。正確な数字はまだ今日は持合せておりませんので、あとでまた申し上げたいと思ひます。

○川合委員 この第二條に時價の二割以内の減額した対價で賣拂うといふことが書いてあるのではありませんか。こういうような國有財産を公共団体に拂下げるとは適當なものであります。實際の拂下げの場合において往々不祥事がありますので、この時價というように点に關して、よほど明確な方針を立てるといふようなことを考慮されていかうか。その点を伺いたいと思ひます。

ます。

○今泉政府委員 適正時價とわれ／＼は申しておりますが、これにつきましては本省で一定の評價基準というものを明確に定めまして、その評價基準に基いて各財務局以下において評價するといふことに相なつておりますが、なおこれが評價につきましては、いろいろの問題も起りがちの点がございまして、單に官側が一方的にこれを評價するといふことであつては、あまり一方的に過ぎる。こゝから従來の批判もございまして、現在各財務局ごとに國有財産評價協議会というものを設けて、信託会社あたりの練達の士をその協議会のメンバーに委嘱いたしまして、その協議会の委員長等も、官側が當らずに民間の人が委員になつていただくという仕組みをつくりまして、そこで大体大きな、しかも問題になりそうな評價につきましては、十分そつた練達の民間側の人の評價を聞いた上でさらに決定をする。こゝからいふように慎重に取扱つておる次第であります。

○川合委員 ただいま議題になつております國有財産法案、減額社債に對する措置等に関する法律案、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案、次に保險募集の取締に關する法律案に關しましては、大体これは事務的な事項が内容でありまして、他にあまり質疑もないやうでありますから、この辺で質問を打ち切り、なおかつ討論を省略して採決せられんことを望みます。

○梅林委員長代理 お諮りいたします。川合君の動議に異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○梅林委員長代理 異議ないものと認めます。

それではこれより採決にはいります。右四案に賛成の諸君は御起立を願います。

〔総員起立〕

○梅林委員長代理 起立総員。よつて四案とも可決されました。

○川合委員 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求めの件であります。これは別に質疑もないやうでありますから、原案のまま承認するよう採決せられんことを望みます。

○梅林委員長代理 お諮りいたします。ただいまの川合君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○梅林委員長代理 それでは討論を省略いたしまして採決に入ります。

右件を原案の通り承認を與へべきものと決議するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○梅林委員長代理 異議なきものと認めます。それでは原案の通り承認を與へることにいたします。

○梅林委員長代理 次に学校教育法及び義務教育費國庫補助法の一部を改正する法律案及び公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案を議題といたします。政府の説明を求めます。

第一條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

第六十條及び第六十八條第二項中「大學設置委員会」を「大學設置審議会」に改める。

第八十六條 削除

第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改める。

第九十三條に次の二項を加える。

前項但書に規定する盲学校及び聾学校の保導者の義務は、昭和二十三年度においては、子女の満七才に達した日の属する学年の終りまでとする。

當分の間、昭和二十四年度以降における第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校にかかる保導者の義務に關しては、政令でこれを定める。

第二條 義務教育費國庫補助法（昭和十五年法律第二十二号）の一部を次のよに改正する。

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を削り、「及勅令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当、及退官又は退職ニ關スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ關スル手当」に改める。

同條に次の一項を加える。

前項ノ職員ノ範圍、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

に改正する。

第六十條及び第六十八條第二項中「大學設置委員会」を「大學設置審議会」に改める。

第八十六條 削除

第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改める。

第九十三條に次の二項を加える。

前項但書に規定する盲学校及び聾学校にかかる保導者の義務は、昭和二十三年度においては、子女の満七才に達した日の属する学年の終りまでとする。

當分の間、昭和二十四年度以降における第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校にかかる保導者の義務に關しては、政令でこれを定める。

第二條 義務教育費國庫補助法（昭和十五年法律第二十二号）の一部を次のよに改正する。

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を削り、「及勅令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当、及退官又は退職ニ關スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ關スル手当」に改める。

同條に次の一項を加える。

前項ノ職員ノ範圍、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

○細野政府委員 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず学校教育法及び義務教育費國庫補助法の一部を改正する法律案につきまして大要御説明申し上げます。

第一條は学校教育法の一部改正であります。まず「大學設置委員会」を「大學設置審議会」に改めましたのは、國家行政組織法の施行に伴ひまして、委員會なる名称は合議制の行政機關を意味することになり、諮問的または調査的なもの、審議会または協議会等と

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

第一條 公立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程という。）のみを置くものの校長並びに主として定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に關する手当並びに日直及び宿直に關する手当のため、都道府縣において要する経費については、予算の定めるところに従ひ、國庫がその十分の四を補助する。

第二條 前條の補助金は、毎年度これを都道府縣に交付する。

第三條 補助金の交付に關し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

○細野政府委員 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず学校教育法及び義務教育費國庫補助法の一部を改正する法律案につきまして大要御説明申し上げます。

第一條は学校教育法の一部改正であります。まず「大學設置委員会」を「大學設置審議会」に改めましたのは、國家行政組織法の施行に伴ひまして、委員會なる名称は合議制の行政機關を意味することになり、諮問的または調査的なもの、審議会または協議会等と

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

第一條 公立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程という。）のみを置くものの校長並びに主として定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に關する手当並びに日直及び宿直に關する手当のため、都道府縣において要する経費については、予算の定めるところに従ひ、國庫がその十分の四を補助する。

第二條 前條の補助金は、毎年度これを都道府縣に交付する。

第三條 補助金の交付に關し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附則

呼ばれることになったからであります。従つて諮問機関としての大学設置委員会の名称を、大学設置審議会に改めた次第であります。第八十六條を削除いたしましたのは、地方自治法の施行に伴うものであります。第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改めましたのは、新憲法の施行に伴うものであります。いづれも当然の改正であります。第九十三條の改正は、盲学校及び聾学校の小学部の第一学年の義務制施行に関する規定であります。盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務等の施行期日につきましては、学校教育法第九十三條但書の規定によりまして勅令で定めることになつておりますが、この規定に基きまして、去る四月七日の政令第七十九号で、盲学校及び聾学校の小学部の義務制が施行されたのであります。

しかしながら、校舍、設備の整備、教育の養成、学年進行等の関係から、小学部六年の義務制を一挙に実施することが困難でありますので、ここに学校教育法第九十三條を改正いたしました。本年度においては小学部の第一学年のみを義務制とし、明年度以降におきましては政令でこれを定めることとしたしましたが、明年度以降義務制は「学年づつ逐年的に進行させたい」と考へておる次第であります。

第二條は義務教育費國庫負担法の一部改正であります。改正の第一点は、盲学校、聾学校の義務制の施行に伴ひまして、都道府縣において要する教員俸給等の半額を國庫において負担することとした点であります。

第二点は、從來都道府縣に対して予算上の措置として補助をいたしてまいりました扶養手当及び勤務地手当等につきまして、その半額を國庫において負担することを法律に明記した点であります。

第三点は、從來主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当及び宿直手当の額が最近非常に増額され、市町村に對し過重な負担となつておりますので、別に御審議をお願いいたします。市町村立学校職員給与負担法により、都道府縣の負担に改めるとともに、その半額を國庫において負担することとし、地方財政の負担の軽減をはかることとした次第であります。

次に、國庫負担の対象となる学校職員の範囲、定員及び給與の額を政令で定めることとしたしまして、定員定額制をとることを明示した次第であります。最後に、附則におきましては、この法律が四月一日に遡つて適用されることを明らかにいたしました。大学設置委員会の名称変更のみは、前に申し上げました理由によつて、國家行政組織法施行の日から施行することとしたしました。

次に、ただいま上程になりました第二の法律案、すなわち公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案について大要御説明を申し上げます。

この法律は別に治安及び地方制度委員会において御審議をお願いいたしております市町村立学校職員給与負担法第二條の規定によりまして、都道府縣の負担とされました市町村立高等学校の定時制課程の職員の俸給等と、都道府縣立高等学校の定時制課程の職員の俸給等のため、都道府縣において必要とされます経費の十分の四を、予算の定むるところに従ひまして國庫が補助することを規定したものであります。

從來勤勞青年の教育は、主として青年学校において行われておりました。しかるにこの四月一日から青年学校が廃止されることになりましたので、今後勤勞青年の教育は、主として新制高等学校の定時制課程で行われることとなりました。従つてこの法律案は、新制高等学校の定時制課程の教員費を國庫補助することによつて、勤勞青年教育の振興を企図したものにほかなりません。

何とぞ慎重御審議の上速やかに可決されるようお願いいたします。

○川合委員 質疑は保留し、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○梅林委員長代理 川合君動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○梅林委員長代理 それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二十七分散会

〔參照〕

國有財産法案(内閣提出)
減額社債に対する措置等に関する法律案(内閣提出)
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出)
保險募集の取締に関する法律案(内閣提出)
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求めるの件(内閣提出)
に關する報告書
〔都合により附録に掲載〕

昭和二十三年九月十一日印刷

昭和二十三年九月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局